

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第二十七号

徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の二の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。